



河内長野市文化財保存活用地域計画 概要版

河内長野市教育委員会

1 河内長野市文化財保存活用地域計画とは

文化財保存活用地域計画とは文化財保護法に規定された法定計画であり、本市において中長期に取り組んでいく市内歴史文化遺産の「調査研究」、「保存・整備・継承支援」、「活用」に関わる事業の具体的な目標や取り組み内容を明らかにした基本的な行動計画です。

本計画につきましては、令和2年2月14日（金）に全国で2回目となる文化庁長官の認定を受けました。今後は、この計画に基づいて、市内にある歴史文化遺産の価値を多くの団体、組織や個人と共有し、協働によってこれらの保護と活用を進め、日本遺産のまちとしての魅力をより向上させます。

計画策定の背景と目的

本市は、全国有数の歴史文化遺産が集中する地域であり、令和元年度には「中世に出逢えるまち」をタイトルとしたストーリーが日本遺産に認定されました。これらがまちの重要な資産となっている一方で、少子高齢化や人口減少が加速している今日の状況は、歴史文化遺産の保存や継承にも大きな影響を与えています。このため、既存のインフラや組織を有効に活用しながら、交流人口（※1）及び関係人口（※2）を増やし、本市の活性化を推進していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢を受けて、様々な組織、団体、個人から市域の歴史文化遺産の保存や活用に関する理解と参画を得て、より大きな枠組みをもって、総合的かつ計画的に歴史文化遺産の保存と活用を進めるために本計画を策定しました。

※1 交流人口とは、観光や通勤などを目的として本市を訪れる人々のことです。

※2 関係人口とは、本市や本市の住民と関係を持っている人々のことです。

計画期間

令和元年12月から令和8年3月

課 題

歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用を進めていく上での、課題事項として、次の4つの事項があります。

- ① 把握や調査が十分ではない種類の歴史文化遺産が存在しているため、今後、基礎的な調査や研究を行っていく必要があります。
- ② 保存修理の必要がある歴史文化遺産が存在しているため、今後も継続的な保存措置をとっていく必要があります。また災害等に備える必要もあります。
- ③ 少子高齢化によって歴史文化遺産を保有する地域のコミュニティ人口が減少しているため、将来にわたって歴史文化遺産を継承し、活用する人材を育成する必要があります。
- ④ 日本遺産のまちとして歴史文化遺産を観光、教育、景観形成の地域資源としていっそう活用していく必要があります。

2 河内長野市の歴史文化の特徴

本市の歴史文化は大変特徴的であり、個性ある歴史文化遺産が所在しています。このような特徴を適切に把握することで、歴史文化遺産を群としてあるいは面として捉え、保存と活用を進めていきます。

河内長野市の歴史文化の特徴

本市の歴史は、中世が大きな画期となっており、この時期に開発が進み、人口が急激に増加したとみられます。これは、市域が高野参詣の主要なルートに組み込まれたことで流通や交通の要衝として活性化したことによるものです。

この頃、観心寺や金剛寺の大規模寺院が地域に根を下ろし、地域の信仰・政治・文化・教育・経済の拠点として栄え、多くの財が集まりました。また、豊かさ故に、源平の合戦として知られる治承・寿永の内乱期、南北朝期、戦国期には合戦の舞台ともなりました。

このような戦乱をくぐり抜けた多くの歴史文化遺産は近世以降に多くの人々を惹きつける観光資源となりました。これらの歴史文化遺産以外に、里山集落の景観、宿場町の景観、産業遺産も本市を特色づける歴史文化遺産となっています。これらの特色を基に5つの関連遺産群と9つの歴史文化遺産保存活用区域を設定しています。



図1 市域の歴史文化遺産のイメージ

歴史文化遺産を群として捉える。

関連遺産群

歴史文化遺産は、市域の中で単体として孤立して存在しているのではなく、一定のテーマを持って、複数の歴史文化遺産がまとまり、自然環境とも有機的な関連性を持ちながら存在しています。このように、歴史的関連性や地理的関連性など、相互に関連性のある一定のまとまりとして複数の歴史文化遺産を捉えたものを関連遺産群とし、以下の5つの群をあげることができます。

①中世一山寺院（※1）とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群

※1 中世の有力地方寺院で、周辺地域を領主として支配したもの。

②中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群

③高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群

④里山集落（※2）の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群

⑤近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群

※2 鎮守、村堂、茅葺民家、山林、棚田、溜池、水路、墓地、茅場、祭礼、生業などを構成要素とする伝統的な農村

歴史文化遺産を面として捉える。

歴史文化遺産保存活用地区

関連遺産群の趣旨に沿った形で歴史文化遺産が集積し、効果的な活用が可能な地域を歴史文化遺産保存活用地区として、市内に9地区を設定しています。

- ①高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区
- ②寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区
- ③観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区
- ④天野谷の歴史文化遺産保存活用地区
- ⑤高向地区及び周辺の歴史文化遺産保存活用地区
- ⑥滝畑の歴史文化遺産保存活用地区
- ⑦流谷の歴史文化遺産保存活用地区
- ⑧島の谷の歴史文化遺産保存活用地区
- ⑨岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区



第2図 歴史文化遺産保存活用地区の分布

3 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針

市内の歴史文化遺産の特徴、課題を踏まえて、本市の歴史文化遺産が今後も持続的に保存継承され、活用されることで地域が豊かになるように、5つの基本方針を設定し、これに基づき事業を実施します。

基本方針 1 把握と共有

地域の歴史文化遺産の総合的な調査と相互関連性の把握に基づいて、テーマ或いは空間としての歴史文化遺産のまとまりと、その特徴や重要性を再認識し、情報を市民・所有者・行政などで共有する。

- ・市域にある歴史文化遺産に関する基礎情報の共有化
- ・関連する歴史文化遺産をテーマ別でまとめた関連遺産群が持つ価値の共有化
- ・関連する歴史文化遺産を地域別でまとめた歴史文化遺産保存活用地区が持つ価値の共有化

基本方針2 人づくり

地域の歴史文化遺産をもって郷土に対する関心と愛着心を喚起し、地域貢献できる人づくりを行う。

- ・把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の学校教育における活用
- ・把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の社会教育・生涯学習における活用



基本方針3

仕組みづくり

地域の歴史文化遺産を継承するために、多様な主体が参加できる仕組みを構築する。

- ・ 周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用
- ・ 旧村の住民を中心とした歴史文化遺産の保存主体に次世代を担う住民や新興住宅地の住民が参加できる仕組みの構築
- ・ 指定文化財の活用、或いは未指定文化財の保存・活用に対しての支援に関する仕組みの構築
- ・ 歴史文化遺産の継承による文化芸術の振興

基本方針4

魅力向上

歴史文化遺産が集積する地域について新たな価値づけを行い、地域の魅力を向上させる。

- ・ 把握された歴史文化遺産群の価値による住環境の魅力向上
- ・ 有形・無形の歴史文化遺産の保存継承と活用を通じた地域コミュニティの維持・発展
- ・ 把握された歴史文化遺産群の観光への活用

基本方針5

保存継承

長期的視点で効果的・効率的な歴史文化遺産の保存・管理を行う。

- ・ 持続可能で効果的な歴史文化遺産の保存・継承の実施
- ・ 修復資材の地産・地消の推進
- ・ 歴史文化遺産の防犯・防災体制



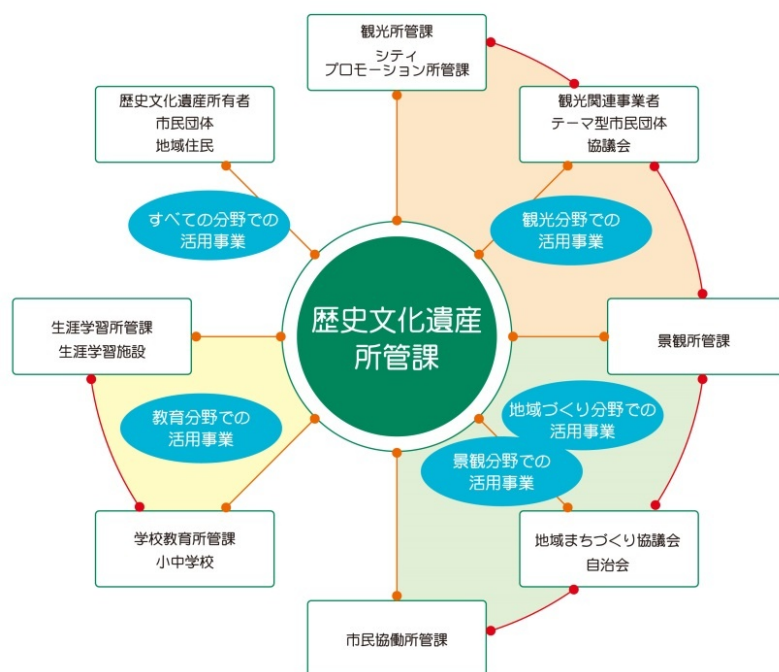
4 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する事業

基本方針		事業	
基本方針1 把握と共有 地域の歴史文化遺産の総合的な調査と相互関連性の把握に基づいて、テーマ或いは空間としての歴史文化遺産のまとめりと、その特徴や重要性を再認識し、情報を市民・所有者・行政などで共有する。	市域にある歴史文化遺産に関する基礎情報の共有化	歴史文化遺産総合調査事業	無形民俗文化財総合調査 寺社跡・巨木・景勝地・庭園総合調査
		歴史文化遺産個別調査事業	指定文化財候補の調査 埋蔵文化財の発掘調査 関連遺産群の調査研究 歴史文化遺産保存活用地区の調査研究
	関連する歴史文化遺産をテーマ別でまとめた関連遺産群が持つ価値の共有化		
	関連する歴史文化遺産を地域別でまとめた歴史文化遺産保存活用地区が持つ価値の共有化 その他		
基本方針2 人づくり 地域の歴史文化遺産をもって郷土に対する関心と愛着心を喚起し、地域貢献できる人づくりを行う。	把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の学校教育における活用	教育分野での活用事業	文化財保護審議会の運営 歴史文化遺産総合情報発信 郷土歴史学習 関連遺産群に関する講演・講座 関連遺産群に関する展示 体験学習事業 歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館事業）
	把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の社会教育・生涯学習における活用		関連遺産群構成要素の保全 歴史文化遺産保存活用地区の保全 歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館）再掲 歴史的景観の普及啓発とワークショップ
基本方針3 仕組みづくり 地域の歴史文化遺産を継承するために、多様な主体が参加できる仕組みを構築する。	周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用	その他、保全事業 その他、保全事業 観光分野での活用事業 景観分野での活用事業	歴史文化遺産保存継承者の育成事業 郷土歴史学習 再掲 日本遺産ガイド人材育成事業 歴史的景観の普及啓発とワークショップ 再掲 地域住民が行う歴史文化遺産保存・活用事業の支援 地域への出前講座 テーマ型ボランティアの育成
	旧村を中心とした歴史文化遺産の保存主体に次世代を担う住民や新興住宅地の住民が参加できる仕組みの構築	歴史文化遺産保存継承者の育成事業	歴史文化遺産保存継承者の育成
	指定文化財の活用、或いは未指定文化財の保存・活用に対する支援に関する仕組みの構築	教育分野での活用事業 観光分野での活用事業 景観分野での活用事業	郷土歴史学習 再掲 日本遺産ガイド人材育成事業 歴史的景観の普及啓発とワークショップ 再掲
	歴史文化遺産の継承による文化芸術の振興	地域づくり分野での活用事業	地域住民が行う歴史文化遺産保存・活用事業の支援 地域への出前講座 テーマ型ボランティアの育成
	把握された歴史文化遺産群の価値による住環境の魅力向上	景観分野での活用事業	歴史的景観の普及啓発とワークショップ 再掲
	有形・無形の歴史文化遺産の保存継承と活用を通じた地域コミュニティの維持・発展	地域づくり分野での活用事業	地域住民が行う歴史文化遺産保存・活用事業の支援 再掲 地域への出前講座 再掲 職員研修 テーマ型ボランティアの育成 再掲
基本方針4 魅力向上 歴史文化遺産が集積する地域について新たな価値づけを行い、地域の魅力を向上させる。	把握された歴史文化遺産群の観光への活用	観光分野での活用事業	文化財保存活用地域計画を活用した観光拠点づくり事業 日本遺産ガイド人材育成事業 再掲 誘導サイン・説明看板整備事業 その他、魅力発信事業 歴史文化遺産現地公開事業（ぐるっとまちじゅう博物館）再掲
基本方針5 保存継承 長期的視点で効果的・効率的な歴史文化遺産の保存・管理を行う。	持続可能で効果的な歴史文化遺産の保存・継承の実施	指定・登録有形文化財の修理・整備事業	指定・登録文化財の修理・整備事業
		指定無形民俗文化財保存継承事業	指定無形民俗文化財保存継承事業
		指定・登録文化財の管理事業	指定・登録文化財管理事業
	修復資材の地産・地消の推進	選定保存地域の保全	選定保存地域保全
	歴史文化遺産の防犯・防災体制	指定・登録文化財の修理・整備	防犯防災設備保守点検

5 推進体制

本計画実現のため事業を推進するには、歴史文化遺産の所有者はもちろんのこと、関係機関、歴史文化遺産保存活用地区の住民・市民団体との連携が必要になります。

このため、観光、地域づくり、景観、教育の各分野にわたって、連携し、協働によって事業を進めます。



河内長野市文化財保存活用地域計画概要版

発行日
編集・発行

令和元年 12月
河内長野市教育委員会
河内長野市原町一丁目1番1号
0721-53-1111